平成２６年（フ）第３３号
新潟県妙高市石塚町１丁目５番２号
債務者　後藤　紀子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３５号
新潟県上越市大字安江７番地３　ソレアードⅡ103号
債務者　浦川　敏子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５９７号
名古屋市西区児玉３丁目29番29号　エスパシオ児玉302号
債務者　加藤　芳昭
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８１号
愛知県津島市埋田町２丁目120番地１　アメニティプラザＣ棟103号
債務者　水谷　政子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２号
愛知県稲沢市治郎丸大角町22番地
債務者　三輪美代子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９０号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷53番地52
債務者　浜辺喜代子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
長崎県長崎市滑石３丁目21番33号　グリーンヒル滑石203、旧住所長崎県長崎市泉１丁目２番31―506号
債務者　西村　辰則
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
宮城県名取市那智が丘５丁目４番地の17
債務者　稲川　祥子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
仙台市太白区八木山弥生町22番２号　ＦｏｒｅｓｔＧｒｅｅｎ八木山202、従前の住所仙台市若林区沖野６丁目14番41号　ホワイトキャッスル沖野Ⅱ―202
債務者　石井　孝典
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
仙台市宮城野区原町４丁目６番２―502号
債務者　千葉　五秋
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
宮城県名取市那智が丘５丁目11番地の４
債務者　生田ハツ子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
仙台市泉区みずほ台11番地の１　ヴェルビュみずほ台中央407
債務者　齋　八重子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
仙台市太白区西多賀１丁目18番３号
債務者　庄子　眞紀
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
茨城県筑西市外塚516番地１　ミルフィーユ101
債務者　法堂　泰明
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８１号
茨城県猿島郡五霞町幸主169、住民票上の住所埼玉県幸手市大字幸手3432番地１　ハイビレッジＤ201
債務者　高山　峰健
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８５号
茨城県古河市諸川1443番地４
債務者　渡辺懸一こと　渡邉　懸一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８６号
茨城県古河市仁連1342番地２、前住所茨城県古河市仁連1910番地43
債務者　渡辺美幸こと　渡邉　美幸（旧姓由利）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部